

---

別添 1  
令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究報告書表紙

---

別添 2  
令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究報告書目次

---

別添 3  
令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金総括研究報告書

---

別添 4  
令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金分担研究報告書

---

別添 5  
研究成果の刊行に関する一覧表

---

別添 6  
厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告

厚生労働行政推進調査事業補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

## 外国人患者の受入環境整備に関する研究

令和2年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 北川 雄光

研究分担者 紫沼 晃

研究分担者 田倉 智之

令和3（2021）年 3月

目 次

I. 総括・分担研究報告

外国人患者の受入環境整備に関する研究 ----- 3

北川 雄光 慶應義塾大学医学部

柴沼 晃 東京大学

資料：「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル第3.0版」

資料：「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」

II. 分担研究報告

訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究----- 9

田倉 智之 東京大学大学院医学系研究科 医療経済政策学

(資料1) 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル (第2.4版)

(資料2) 訪日外国人の自由診療価格の算定ツール (第2.1版)

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 21

## 外国人患者の受入環境整備に関する研究

研究代表者 北川 雄光 慶應義塾大学医学部（教授）

研究分担者 柴沼 晃 東京大学（講師）

### 研究要旨

政府は在留外国人・訪日外国人観光客の急増を受け、外国人患者受入れ体制の裾野拡大に着手、受入れ環境の更なる充実を目指している。しかし、これまでの事業から、受入れ体制の裾野拡大を図っていくためには、外国人患者受入数が多くなく、受入れ体制整備の為の情報や社会資源が乏しい地域の医療機関への支援や、地域の実情に応じた外国人患者受入れ体制整備（国や地方自治体の役割の明確化）等の課題へ対処していく必要があることが明らかとなっている。

本研究では、諸課題への解決策や今後の施策の方向性を決める根拠や基礎資料を得ることを目的に（1）医療機関における外国人患者受入れの体制整備に関する研究（2）都道府県における外国人患者受入れ体制整備に関する研究（3）インバウンド事業推進のための基礎的研究（4）訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究に取り組んだ。

本研究において、我が国における外国人患者対応時の手引きとして活用できる「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル」「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル」の3点を作成・公開し、いずれのマニュアルもより実用的な内容への改訂を目指して最新知見と情報を収集し、反映した。特に事業期間中に生じた新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人患者含む感染症対策がさらに重要性を増し、これらの手掛かりとなるこれらのマニュアルに則った

### A.研究目的

政府は、2015年「健康・医療戦略」において「在留外国人等が安心して日本の医療サービスを受けられる環境の整備」を掲げ、外国人が多い地域を中心に「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所整備する事を目標に整備を進めてきた。最近では、「未来投資戦略2017」において、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指している。

しかし、これまでの事業から、受入れ体制の裾野拡大を図っていくためには、外国人患者受入数が多くなく、受入れ体制整備の為の情報や社会資源が乏しい地域の医療機関への支援や、それぞれの地域の実情に応じた外国人患者受入れ体制整備構築（国や地方自治体の役割の明確化）等の課題へ対処していく必要があることが明らかとなっている。

本研究では、（1）医療機関における外国人患者受入れの体制整備に関する研究（2）都道府県における外国人患者受入れ体制整備に関する研究（3）インバウンド事業推進のための基礎的研究、（4）訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究、以上の4つの研究により、これらの諸課題への解決策や今後の施策の方向性を決める根拠や基礎資料を得ることを目的とする。

### B.研究方法

#### （1）医療機関における外国人患者受入れの体制整備に関する研究

1年目、2年目では、医療機関における外国人患者受入れに関する既存の研究成果や調査等を収集・分析、マニュアルの枠組み案を設定。その上で、その項目や盛り込むべき内容について3～5都道府県、10医療機関、3名～5名程度の専門家を対象に聞き取り調査を行い、（2）～（4）の成果も踏まえた上で、厚生労働省と調整・検討を行い、マニュアルを完成させ、最終年度にあたる3年目は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、既存マニュアルの分析、新型コロナウイルス感染症に関する動向施策を含めた文献調査を継続し、（2）～（4）の成果も含めて、厚生労働省と調整・検討を行った。

#### （2）都道府県における外国人患者受入れ体制整備に関する研究

厚生労働省が「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」を行った5都道府県（北海道、東京都、三重県、大阪府、京都府）に伴走する形で、1年目に実施した調査に加え、外国人患者受入れ体制に関係する医療機関、医療通訳者、コールセンター運営事業者などへの聞き取り調査等を踏まえ、2年目に



「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」を作成した。さらに、3年目には、新型コロナウイルス感染症に関する対応も含め、地方自治体及び保健所等における外国人患者受入環境整備に関する情報収集を行った。また、47都道府県における外国人向け保健医療の英語でのオンライン情報提供状況に関する調査を実施した。それらを踏まえ、「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」を更新した。

加えて、47都道府県における外国人向け保健医療の英語でのオンライン情報提供状況については、保健に関するオンライン情報提供のフレームワークであるQuality Evaluation Scoring Tool (QUEST) for online articles about healthをもとに、独自の評価フレームワークを作成した<sup>1</sup>。同票かフレームワークをもとに、2名の英語ネイティブ・スピーカーが、検索エンジンGoogle (www.google.co.jp) を用いて、都道府県名に加えて以下の6つのキーワードのいずれかに該当するウェブサイトを検索した：“medical system”、“hospital list”、“hospitals”、“emergency services”、“medical interpreters”、“national health insurance”。

### (3) インバウンド事業推進のための基礎的研究

初年度および2年目の成果を踏まえた上で、文献調査とともに、インバウンド推進事業や海外旅行保険・医療アシスタンスに関する国際学会等への参加によって、訪日外国人旅行者の患者の受入に深く関わる海外の専門家から最新の知見や課題、また、新型コロナウイルス感染症を受けた海外旅行保険業界の動向や施策等について情報収集を行い、わが国の外国人患者の受け入れ体制の整備ならびにインバウンド推進事業への影響や取り組むべき事項等について検討を行った。

### (4) 訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究

分担研究報告書にて言及

(倫理面への配慮)

該当事項なし。

## C.研究成果

### (1) 医療機関における外国人患者受入の体制整備に関する研究

①外国人患者の受入を円滑に行いトラブルを防止するためには、既存の医療機関の体制では不十分であること、②一口に「外国人患者」といっても、「在留外国人患者」、「訪日外国人旅行者患者」、「医療目的の外国人患者」では、その受け入れを円滑に行うために留意すべき点には違いあること、③特に「訪日外国人旅行者患者」については、医療費が100%自己負担になり、医療文化・医療習慣の違いが大きく、言語の壁もあるためトラブルになりやすいこと、④医療機関において外国人患者の受け入れを円滑に行うためには、海外旅行保険や医療アシスタンスなどの知識のほか、これまで医療機関には経験のない連携関係や取り組みが必要であること、⑤外国人患者の受入に関して先駆的な取り組みを行っている医療機関の取り組み内容には共通部分が多いこと、⑥在留外国人や外国人旅行者の多い国の中には、すでに医療機関や医療従事者向けの医療通訳や宗教・文化対応、未収金防止対策のガイドライン

などが発行され活用されていることなどが明らかとなった。これらの内容を整理して、厚生労働省と調整の上、医療機関が外国人患者の受け入れを円滑に行うために最低限知っておくべき知識や情報をマニュアルとしてまとめた。また、わが国の医療機関において外国人患者の受け入れを円滑に行うためには、一定の知識を踏まえた上での体制整備が不可欠ということが明らかとなったため、医療機関が自院の外国人患者の受け入れ状況や機能・役割に応じた外国人患者の受け入れ体制整備の参考となる「外国人患者受入のための医療機関向けマニュアル」を作成した。当該マニュアルは外国人患者の受け入れを円滑に行うため医療機関が知っておくべき基本的なポイントを紹介するほか、医療従事者だけではなく、会計窓口係や医療通訳者等のように、外国人患者と接する関係者にも実用的な内容となる項目も記載している。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて在留外国人や訪日外国人の数が大幅に減少したものの、外国人患者対応含む感染症対策がさらに重要性を増した。これを受けて、同マニュアルに新型コロナウイルス感染症に対する施策についても情報を追加している。

### (2) 都道府県における外国人患者受入体制整備に関する研究

研究班は、厚生労働省が「地域における外国人患者受入体制のモデル構築事業」を行った5都道府県に伴走する形で、①都道府県が地域固有の実情を把握する為の仮説構築、データ収集、データ分析を支援、②都道府県が体制整備を行う為の支援を行い、更に他の都道府県に取組みを横展開する為の支援を行った。その成果として、外国人患者が適切な保健医療サービスを受けられるような連携体制整備を進めるための「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」を作成した。同マニュアルは、1) 関係機関の把握(マニュアル第1章1-1)、2) 現状把握・方針決定(マニュアル第1章1-2~1-4)、3) 体制整備・情報提供(マニュアル第2章2-1、2-2)、4) 連携強化・一元化(マニュアル第2章2-3、2-4)で構成されている。ツール集はPDF形式の他、Microsoft Excel形式でも公開され、地方自治体が同マニュアルに従って現状を把握し、受入体制整備施策を企画することができるようになっている。

完成した「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」をもとに、地方自治体関係者、医療機関団体、医療者団体や外国人住民支援に取り組む実務家から意見を聴取するとともに、地方自治体等における取り組みについて文献検索を実施した。その際に、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」等の議論や「地域における外国人患者受入体制のモデル構築事業」等の検討内容を参照した。また、地方自治体における新型コロナウイルス感染症に関する外国人住民等への対応状況や保健所での活動に関する情報を収集した。これらの情報収集を通じて、地方自治体での外国人患者受入環境整備に関する事例を収集し、同マニュアルを更新した。特に、以下の箇所について記述を見直した。

- 行政機関内部における外国人住民との接点となる部署や事業、職員を日頃から洗い出しておくこと、外国人コミュニティのリストアップと連携を深めておくことなど

- ◆ 保健所や地方自治体による外国人コミュニティに対する広報活動、事業実施協力の重要性
- ◆ 外国人患者を受け入れる医療機関リストの取りまとめと更新(令和2年度における最新状況の反映)
- ◆ 令和2年度に地方自治体で実施された外国人患者受入環境整備に関する取組の反映

また、47都道府県における外国人向け保健医療の英語でのオンライン情報提供状況を調査するために、評価フレームワークを作成した(参考資料1)。評価の結果、英語でのオンライン保健医療情報提供状況には47都道府県で大きなバラツキがあった(スコア範囲3点~20点[20点満点]、平均11.8点、標準偏差3.9点)。各都道府県の評価結果は参考資料2の通りである。

### (3) インバウンド事業推進のための基礎的研究(担当: 岡村)

インバウンド事業推進のための基礎的研究/本研究では、海外の医療インバウンドに関する動向や医療紛争対策等について文献調査等を通じて明らかにすることによって、わが国の医療インバウンドを推進していく上での示唆を得ることを目的とした研究の結果、①一口に医療インバウンドといっても、がん治療等のように医学的要素が強いものから、健診や栄養改善など健康増進・予防的要素が強いものまで様々な種類が存在しており、それぞれの国際的なマーケットの状況や国際競争力を向上させるために求められる条件や課題等が異なること、②上記①の中でも、近年は、国際的な高齢化の進展や中間層の増加により、慢性疾患や生活習慣病を抱えるような人々を対象としたmedical-wellnessの領域が注目されていること、③医療インバウンドにおける医療過誤等のトラブル対応策を検討するにあたっては、当該領域では訴訟的手段によって解決を図ることには限界があるため、その他の手段を検討する必要があることなどが明らかとなった。

### (4) 訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究

分担研究報告書にて言及

#### D. 考察

外国人患者が日本で医療サービスにアクセスするには、様々な障壁が存在する1。まず、日本における医療制度や医療提供体制、地域における外国人患者受入状況に関して情報が伝わっていないことが挙げられる2。次に、そもそも外国人が求めるようなサービス、特に言語対応や習慣・宗教への対応が実現していないといった場合も考えられる3。さらに、障壁が医療の提供そのものに起因するものとそれ以外のものがあるため、医療機関の努力だけで外国人患者の受入ができるようになるわけではないことにも留意しなければならない。そのため、地方において外国人患者受入体制を整備するには、医療機関だけでなく、多様な関係機関との協働が必要となる。一方、地方自治体など、公的機関だけで対応できる範囲にも限界がある。医療機関や医療従事者・医療機関団体のリーダーシップと参画がなければ、より良い医療サービスの提供は不可能である。そのため、地方自治体の役割は、外国人患者受入体制整備のコーディネーター役といえる。その役割の中には、外国人患者と接する機会がある多様な関係機関の把握、

外国人における医療アクセスや各関係機関による既存の取組の実態調査、外国人患者受入体制を整備するために解決すべき課題の抽出、受入体制整備に向けた取組のステップ確認などがある。さらに、こうした取組を実行するために、地方自治体と医療機関、関係機関が協働で取り組む施策の企画及びタイムラインの設定などもその役割の一つとなる。

「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」では、地域における外国人患者受入環境整備の課題に長期的な視点から対処できるように、取り組むべき施策に関するステップを以下のように提示した: 1) 地域において外国人患者受入に関わる関係機関の特定と協議会設置、2) 地域における外国人患者受入状況や整備施策に関する現状把握と今後の受入環境整備方針の策定、3) 医療機関と関係機関による環境整備と地方自治体等による支援、4) 地方自治体や医療機関、関係機関の連携強化、外国人患者や医療機関等からの問い合わせ窓口の一元化。これらのステップにより、地域における外国人患者受入環境整備が地方自治体や医療機関、関係機関の連携で進捗するよう期待される。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人観光客数は激減した一方、感染予防や積極的疫学調査などで外国人住民やそのコミュニティへの働きかけの重要性が増した。このような取組は一朝一夕にできるものではないため、日頃から地方自治体の各部署や保健所等で、外国人住民コミュニティの把握と連携を進める必要がある。また、地方自治体の各部署や保健所においては、過去の様々な事業や手続を通じて外国人住民や外国人コミュニティとの接点があるが、その情報は必ずしも地方自治体内部で共有されているとは限らない。「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」での検討会や現状把握のツールが情報把握と共有に役立つものと考えられる。これまで地方自治体において実施されてきた検討会においては、外国人住民の声を代表する参加者がいない場合も多い。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、外国人患者受入環境整備への外国人住民の参加も有効であると思われる。また、一口に医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備といっても、「在留外国人患者」や「訪日外国人旅行者患者」、「インバウンド(医療目的)の外国人患者」等、医療機関を受診する外国人患者の種類によって求められる受入れ体制の在り方や実際の受入れの流れなどは異なってくる。しかしその一方で、外国人患者の種類にかかわらず医療機関において円滑な外国人患者の受入れを実現していくために取り組むべき課題としては、「宗教・習慣上の対応」や「日本語でのコミュニケーションが困難な外国人患者に対する医療事故の防止ならびに医療紛争対策」をめぐる問題が挙げられる。

「多様な宗教・習慣を有する外国人患者への対応の在り方」や「日本語でのコミュニケーションが困難な外国人患者を念頭においた医療安全の仕組み」等について更なる検討・調査を深め、ガイドラインやマニュアルなどを通して、インバウンドに取り組んでいる若しくは取り組みたいと考えている日本国内の医療機関において浸透させていくことが、日本のインバウンドの推進を図る上で重要なものと考えられる。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、研究計画当初からは想定外の事態ではあったものの、それまで増加傾向にあった訪日外国人や在留外国人の数が大幅に減少した一方で、外国人患

者対応含む感染症対策がさらに重要性を増したことが明らかとなった。新型コロナウイルス感染症に関する課題解決の施策や最新動向については、本研究終了後も調査が求められる。

重ねて、医療従事者や医療機関が医療インバウンドに取り組む際には、我が国にふさわしい医療インバウンドの種別を明らかにし、体制整備やプロモーションを別具体的に検討・実践できる環境整備、ならびに②医療インバウンドに関心のある医療従事者や医療機関が当該分野に安心して参入できるように、医療過誤等のトラブルが発生した場合の対応策として訴訟的手段以外（例えば、裁判外紛争解決システムや医療インバウンド保険等）のものの導入や活用を検討していくことが重要と考えられる。

#### E. 結論

本研究の全期間を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は多少あったものの、当初の目的であった外国人患者受入れに関する各方面への指標となるガイドラインに該当するマニュアル作成は達成できた。しかしながら、外国人患者の動向や医療機関の体制整備における課題は流動的である。外国人患者が日本で医療サービスにアクセスするには、様々な障壁や課題が存在し、日本における医療制度や医療提供体制、地域における外国人患者受入状況に関して情報が伝わっていないことが本邦での課題事項として明らかになった。次に、外国人が求めるようなサービス、特に言語対応や習慣・宗教への対応が実現していないといった事例も判明している。さらに、障壁が医療の提供そのものに起因するものと、それ以外のものとの双方が実在するため、医療機関の努力だけで外国人患者の受入ができるようになるわけではないことにも留意しなければならない。外国人患者数が少ない医療機関や医療通訳等の社会資源が乏しい地域の医療機関でも円滑に外国人患者の受入れを行う為の手続きや実施すべきリスク管理等を具体化した「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル」に基づき、各医療機関や関連機関における環境整備方策の検討は必須であり、医療従事者だけではなく、外国人患者と接する関係者各方面との相互連携が求められる。本研究班の終了後も、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」に基づき、各関連機関における外国人患者受入環境整備状況を評価するとともに、同マニュアルの内容を随時見直すことが求められる。同マニュアルが地方における外国人患者受入体制実現の一助となることが期待される。地方自治体は、外国人患者受入環境整備に関する検討会等を通じて環境整備を主導するほか、行政内部における連携や外国人への保健医療情報提供も進めていく必要がある。その際に、多様な医療機関や関連機関との連携に加え、外国人住民や外国人コミュニティの参画も今後の課題となる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、インバウンド事業や海外旅行保険・医療アシスタンスの領域等で、新たな動きが現れてきている。日本においてもその点を踏まえたインバウンド事業を今後推進していく事が求められる。また、海外旅行保険や医療アシスタンスに関する最新の動向は、医療機関における外国人患者対応にも深く関わる問題であるため、マニュアルにも反映させることによって、医療機関や医療関係者に周知していく必要があると考えられる。

F.健康危険情報 該当事項なし。

#### G.研究発表

1. 論文、報告書、発表抄録等：

Miller R, Tomita Y, Ong KIC, Shibamura A, Jimba M. Mental well-being of international migrants to Japan: a systematic review. *BMJ Open*. 2019 Nov 3;9(11):e029988.

Miller R, Ong KIC, Choi S, Shibamura A, Jimba M. Seeking connection: a mixed methods study of mental well-being and community volunteerism among international migrants in Japan. *BMC Public Health*. 2020 Aug 20;20(1):1272.

2. 学会発表：

該当事項なし。

#### H.知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許所得 該当事項なし。
2. 実用新案登録 該当事項なし。
3. その他 該当事項なし。

#### <参考文献>

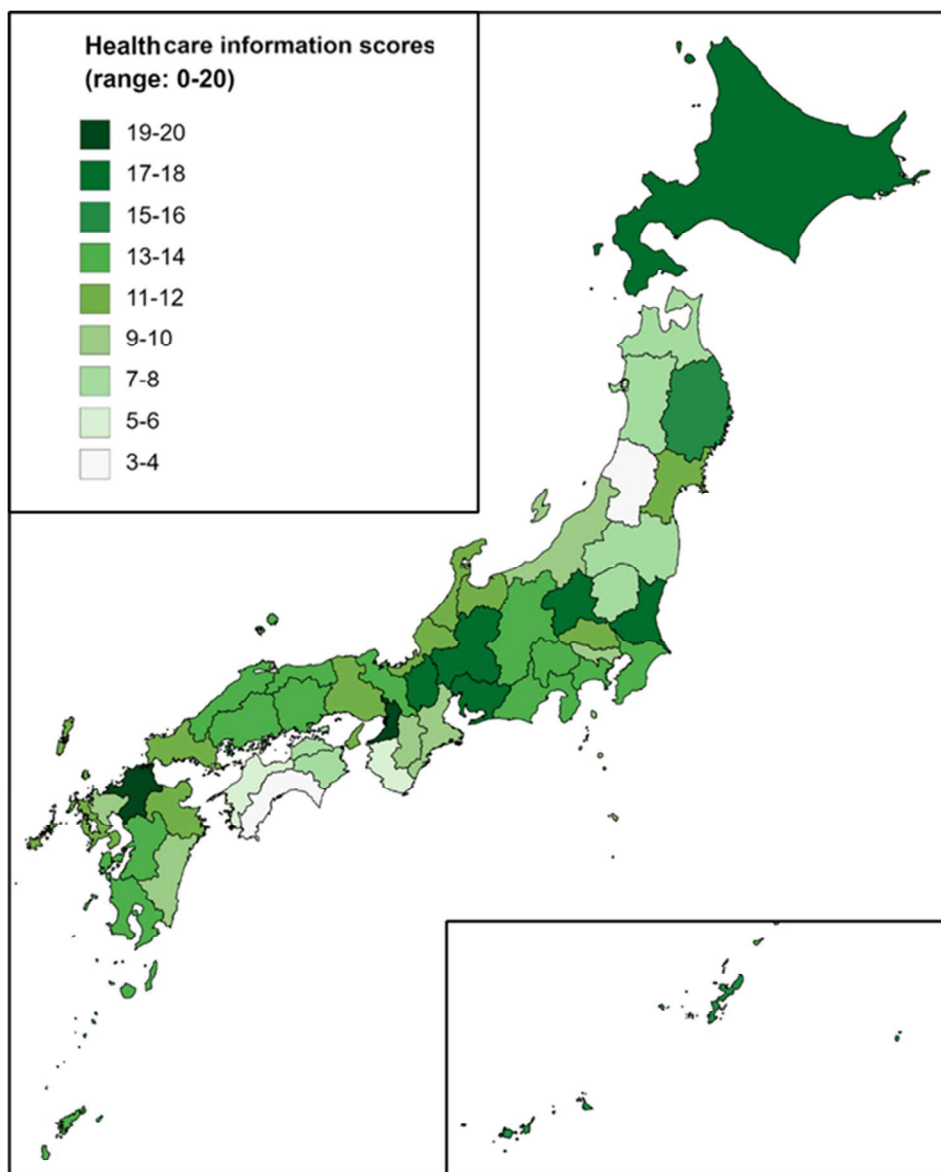
1. Robillard JM, Jun JH, Lai JA, Feng TL. The QUEST for Quality Online Health Information: Validation of a Short Quantitative Tool. *BMC Med. Inform. Decis. Mak*. 2018;18:87.
2. Yasukawa K, Sawada T, Hashimoto H, Jimba M. Health-care disparities for foreign residents in Japan. *Lancet*. 2019 March 2;393(10174):873-4.
3. 上田麻絵, 扇原淳, 山路学, 三谷博明. 都道府県庁公式ウェブサイトにおける外国人向け医療情報提供の実態. *社会医学研究: 日本社会医学学会機関誌*. 2011 Dec 25;29(1):63-71.
4. 二見茜, 堀成美. 外国人患者受け入れ環境整備事業拠点病院で働く看護師の外国人患者対応経験と課題の検討. *日本渡航医学会誌*. 2015;9(1)12-5.

(参考資料1) 地方自治体における英語での保健医療情報のオンライン提供に関する評価

	<b>0 points</b>	<b>1 point</b>	<b>2 points</b>	<b>3 points</b>
	<b>No or Limited information</b> - Out of date - Machine translation - Few resources - Poor readability (1-2 English hospitals pages)	<b>Some information</b> - Mixed quality - Too much information - OK number of resources (3-5 English hospitals pages)	<b>Enough information</b> - Good quality - Comprehensive (5-7 English hospitals pages)	<b>Excellent information</b> - High quality - Comprehensive - Resources are easy to use (7+ English hospitals pages)
1. Overall health system information				
2a. Information on hospitals				
2b. Number of professional English pages for hospitals				
3. Information on emergency health services				
4. Information on medical interpreters				
5. Information on National Health Insurance information				
6. Additional point (2 points)*				
<b>Scores</b>				

\*Additional points awarded to prefectures which demonstrated additional capacities for foreign language health care services not explicitly described by grading rubric, including disability services, vaccinations, emergency notification systems, HIV/STI testing and treatment, rehabilitation and addiction recovery, neonatal/infant/child/geriatric specialized care, or access to relevant information (health systems, hospitals, emergency, interpreter, NHI) in languages other than English.

(参考資料2) 地方自治体における英語での保健医療情報のオンライン提供に関する評価



厚生労働行政推進調査事業補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

外国人患者の受入環境整備に関する研究

# 訪日外国人に対する 適切な診療価格に関する研究

令和2年度 分担研究報告書研究分担者

田倉 智之

令和3（2021）年 3月

## 訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究

研究代表者 田倉智之 東京大学大学院医学系研究科医療経済政策学 特任教授

### 研究要旨

一般に、訪日外国人 (foreign visitors: FV) の治療費用は、追加の経済負担が生じるため、日本人の治療費用よりも高くなるが、多くの医療機関では、日本人に対する診療報酬請求額と同じである。本研究は、FV 患者の適切な診療価格の水準を算定する理論・手法の検討を目的とした。本研究においては、医療費用と外国価格を市場原理の観点から分析し、費用と利益から価格を決定する手法を選択した。この研究は、昨年度の予備調査を踏まえた拡張調査に位置づけられた。臨床研究として、比較的頻度の高い疾患を選択し、3 つの病院で 23 例の外来患者を登録し、統計学的検定と一元感度分析も実施しつつ、FV の治療にかかる原価と報酬を観察し日本人のそれと比較した。23 例の FV 患者の算定価格と 23 例の日本人患者の実績価格を全体で比較すると、FV 群は統計的に有意に日本人群に対して 2.31 倍であった (JPY17,235±17,018 対 JPY48,451±62,362, USD158.52±156.52 対 USD445.61±573.55,  $p=0.029<0.05$ )。本研究の結果、FV 患者の理想的な診療価格レベルを、日本人患者の請求金額よりも高く設定するのは、適切であることが示唆された。本研究で得られた知見の普及などを念頭に、訪日外国人の診療価格算定に関わる研修(セミナー)を3回実施し、計20名が参加した。得られた研究成果は、インパクトファクターの付いた外国雑誌で公表(海外へ情報発信)するとともに、診療価格の算定マニュアルと算定ソフトウェアに反映され、厚生労働省のホームページで公表された。

### 研究分担者と研究協力者:

- ・後藤 励 (慶應義塾大学 准教授)
- ・西村周三 (医療経済研究機構 所長)
- ・足立泰美 (甲南大学 准教授)
- ・中島範宏 (東京女子医科大学 助教)
- ・太田圭洋 (名古屋記念財団 理事長)
- ・近藤太郎 (近藤医院 院長)
- ・早坂美都 (東京歯科保険医協会 理事)

### A. 研究目的

日本政府は、外国人観光客による経済成長を産業政策(観光業)として標榜している。2018年には、3,119万人のFVが日本を訪れた[1]。それ以来、この数は262%増加している。2018年と比較して、FV患者を受け入れる病院の数は2019年に7.6%増加し、受け入れられるFVの患者数は医療機関ごとに平均40.3%増加した[2]。現在の日本のFVの数は、昨年のCOVID-19の感染蔓延により、ピークに対して

80%以上減少した。しかし、ワクチン接種の普及と集団免疫の獲得、その他対策により感染蔓延が後退すれば、FVが増加することも期待される。

日本は、2021年にオリンピック・パラリンピック競技大会を開催し、近い将来、海外からの旅行者を魅了するさまざまな国際博覧会を開催する予定である。日本の医療保険制度は、国民皆保険制度によるユニバーサルなシステムが特徴である。それを適切に運用するためには、突発的なアクシデントにより救急医療を必要とする場合も多いFVの増加に対応することも望まれ、FVの診療価格の設定方法を議論する必要がある[3]。

日本の公的医療保険は、主に国民皆保険制度における診療報酬システムに基づいている。この制度は、医療の種類(入院、外来、調剤、歯科)ごとの診療サービスの料金表が基礎となり、職業/収入また

は性別／年齢層に関係なく、すべての日本人に適用される。公的な診療報酬の点数表などには、診療のためのすべてのサービス、手技(手術など)、および医療材料(薬など)が一覧として表示されている。国民皆保険制度では、医療施設の運営形態(公的・私的)にかかわらず、医療機関が各種診療サービスを提供するにあたり請求する金額、つまり診療サービスの公定価格は政府によって決定される。したがって、各医療機関は、特別な医療提供や付帯サービスを除いて、医療費の水準を独自に検討する機会が限られている。

このような背景から、多くの医療機関は、自由診療の価格設定の機能や体制を十分に整備していないと考えられる。国民皆保険制度に加入していないため、FV は日本人と同じ経済条件で診療サービスを利用する権利がない。すなわち、FV は国民皆保険制度の枠組外の患者であり、自由診療の対象となる。しかし、上記の背景のとおり、多くの医療機関では、FV の診療サービスの価格を設定する仕組みが充足していないと推察される。したがって、FV に対する適切な診療価格を決定する支援や取り組みも必要である。

一般的に、FV の治療費用は、以下の追加の経済負担が存在するため、国民皆保険制度の下での公的費用よりも高くなると予想される。

(1) 外国語を話すコーディネーター、医療通訳、看護師・助手の雇用

(2) ハード面(インフラ)の環境整備(例:多言語の Web サイト、施設内の医療ガイダンス、リモート通訳システムの整備など)

(3) ソフト面(運営体制)の環境整備(例:マニュアル、チェックリスト、および関連する教育など)

(4) 診療効率の低下(例:診療内容の説明、処方内容の決定、リスク対策への負担の増大)

上記の負担 1 項から 3 項は、FV の場合のみ発生し、一般の被保険者では発生しない追加費用である。これらの FV の追加費用は、国民皆保険制度におけるサービス料の支払い以外として発生するため、適切な価格を設定する必要がある。国民皆保険制度の被保険者ではない FV の場合、出身国や人種特有の病気のリスクを考慮し、医療情報の収集や検査・診断の実施などにおいて、さまざまな理由で所要時間や資源消費が増加する。また、FV の文化と宗教を考慮して、治療計画を策定し、インフォームドコンセントを

実施する場合や、海外の保険会社との支払い交渉の対応なども費用増加となる(負担 4 項:基本的な医療費の増加)。

厚生労働省の調査によると、FV への請求額を診療報酬1点に対して 20 円以上(0.18 米ドル、日本人患者の 2 倍以上)である医療機関は 4% (n = 4,971) にとどまっている[4](1 点=10 円:0.09 米ドル)。以上から、ほとんどの医療機関は、FV の追加治療の費用を考慮することができていない状況にある。これは、病院経営における財務管理とサービス供給の安定性に影響を与える可能性もある。

しかし、日本において FV の適切な診療価格水準の検討に資する理論およびエビデンスは、不十分である。そこで、本研究は、FV への診療サービスの安定提供に必要な持続的な病院経営を確保するための治療費を検討することを目的に、FV の診療価格水準を算定する方法を検討した。

## B. 研究方法

本研究は、4 つの課題から構成された(図1)。①訪日外国人の診療価格に関わる理論・手法の検討として、価格設定に必要な定義と条件または理論などを整理した。②医療機関の経営活動に基づく適切な診療価格の検討として、価格設定に資する原価計算方法と算定モデルなどを精査した。③支払能力や価格認識に関わる国際比較の調査として、諸外国の医療費水準や関わる請求方式などを整理した。④訪日外国人の診療価格の設定例と病院経営上の留意点(請求方式含)を取り纏め、外国人観光客への医療提供のあり方などについて医療経済面から考察を進めた。本年度は、昨年度までの予備調査と国際調査を踏まえた拡張調査に位置づけられた。

### B-1. 価格設定研究に関連する理論と方法

価格の最適化については、市場経済主体の行動と動機、および資源配分と所得分配を含む商品とサービスの価格設定メカニズムを考慮することが望まれる。概して、医学における高度に専門化された技術に関連する様々な不確実性があるため、一般的な経済学のアプローチは限定的なものである。従って、医療分野における価格設定の検討は、様々な要因が複雑に絡み合っているため、一般的に難しいと考えられる。



図 1. 本研究の課題構成(調査フロー)

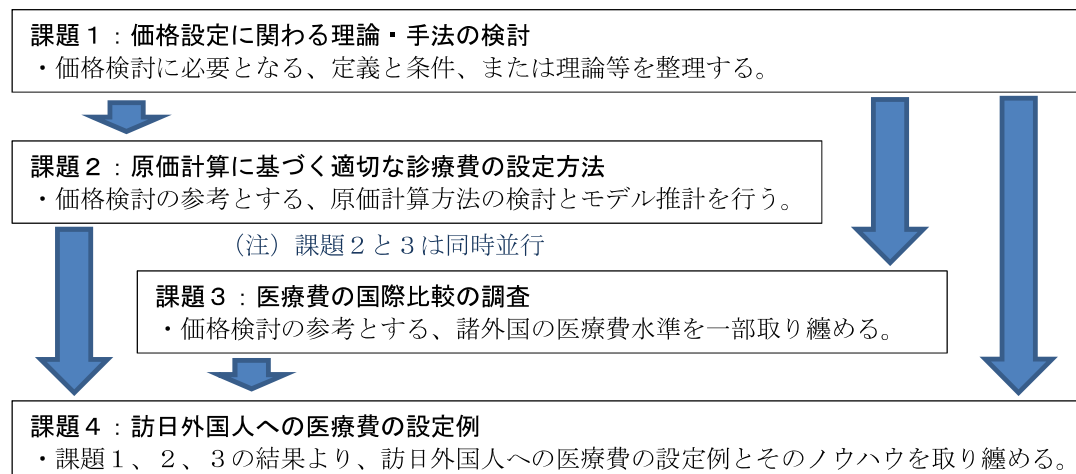
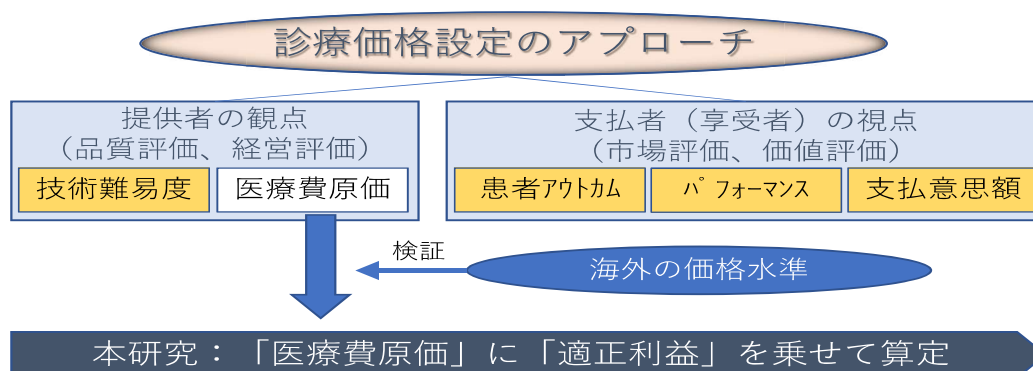


図 2. 自由診療価格の設定方法の考え方



医療における価格設定アプローチは、「市場ベース」と「投入ベース」の2つの観点から議論することができる[5]。「市場ベース」のアプローチは、医療の実際の市場価格を考慮して、価格レベルを決定するものである。「投入ベース」のアプローチは、商品やサービスの消費に基づいている。一般に、医療制度が成熟している国では、これらのアプローチによって、公的医療市場で価格が形成されていると推定される。

一方、個々の医療技術(サービス)の経済的価値を説明するアプローチについても、議論がなされている。例えば、医療提供者(供給アプローチ)の立場において、「技術的難易度」や「医療費原価」の手法は、品質評価や経営管理の観点から選択されることが多い。さらに、支払者(受益者)の立場では、「患者のアウトカム」、「経済的パフォーマンス」、「支払意思額(WTP)」の方法が、市場における価値評価の観点から選択されることが多い[6-9]。

これらの指標の選択にあたり、特定の前提条件が設定されている場合もある。例えば、日本の国民皆保険制度では、臨床的有用性と病院の運営面が考慮されており、医療機関が公的保険者に請求する価格の大部分は、主に医療資源の消費に依拠した直接医療費用とみなされる。ちなみに、専門的な難しさの要因としては、医師の専門性に左右される技術料(手術費など)が考えられる。また、医薬品や医療機器の公定価格を決定する際には、海外(先進国)の市場価格も参照される。

本研究では、日本の医療機関におけるFV治療に関わる医療費原価の分析を中心に、FV患者の診療価格の水準について算定方法を検討し、試算されたFV患者の診療価格を海外の日本人観光客(患者)の支払実績と国際比較を行うことで、その妥当性を検証した(図2)。

## B-2. 医療費用に重点を置いた価格設定研究

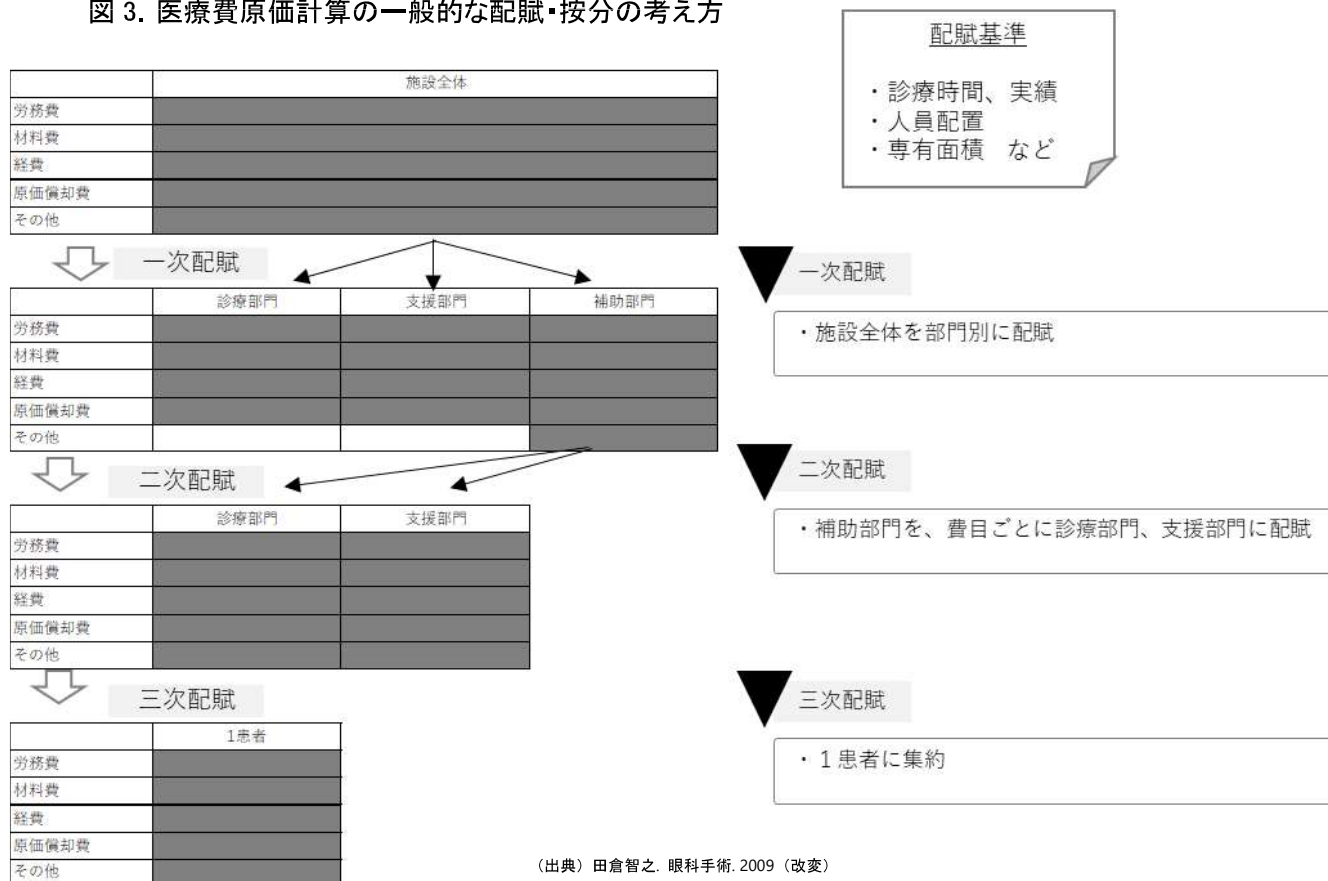
一般に医療費原価は、消費量と単価の計算基準に応じて、実際原価と標準原価に分類される。また、消費方法や医療行為との関連性により、直接費と間接費に分けられる。さらに、診療需要に伴い発生し変化する変動費と診療実績(事業収入)に関わらず発生する固定費にも大別される。標準原価と間接原価の両方において、特定の考え方にに基づき、医療資源の消費を原価単位へ統合するために、配賦/按分のプロセスが必要とされる。

本研究では、医療経済研究社会保険福祉協会の原価計算法を参考にしながら、患者一人当たりの医療費用に基づく診療価格の設定方法を採用した[10]。具体的には、施設全体の年間費用を、診療件数、スタッフ数、占有面積を係数として、3段階で1患者に配分した(図3)[11]。また、追加的な診療需要への対応に伴う各種単価の上昇(固定費の取扱い)が想定された。すなわち、FVの予定外需要に対して、固定費(医療職種、施設機器など)の取扱いが重要と思慮された。

この医療費原価の算定は、社会的な立場(公的市場の病院経営)に基づいて分析された。本研究は、FVの臨床的特徴と経済的活動を考慮して、一般診療に関連する費用だけでなく、日本の医療システムを支える公的医療保険システム、および様々な税制を通じた病院管理と医療インフラへの公共投資についても考慮した。例えば、社会的な負担(医療機関への運営助成金や補助金)やFVへの追加費用(通訳費、コーディネーター費、設備費、リスク管理費など)が計算項目として挙げられた。

研究の対象施設として、400床以上の3つの医療機関が選ばれ、それらの立地条件(都市または地方)が考慮された。算定においては、費用追加の要因(各施設の稼働率や利益率など)も考慮された。本研究のデータ収集は、医療行為の調査と施設運営の調査によって構成された。医療行為の調査では、時間調査(医療スタッフと施設設備の占有/稼働時間)と医療記録(電子カルテおよび管理台帳)が使用された。部分的には、専門医療職の経験に基づいた自己申告で代替された。施設運営の調査では、財務諸表(PL/BS)、患者件数と診療実績、スタッフと設備の数、購入単価、各部門の面積が収集された。

図3. 医療費原価計算の一般的な配賦・按分の考え方

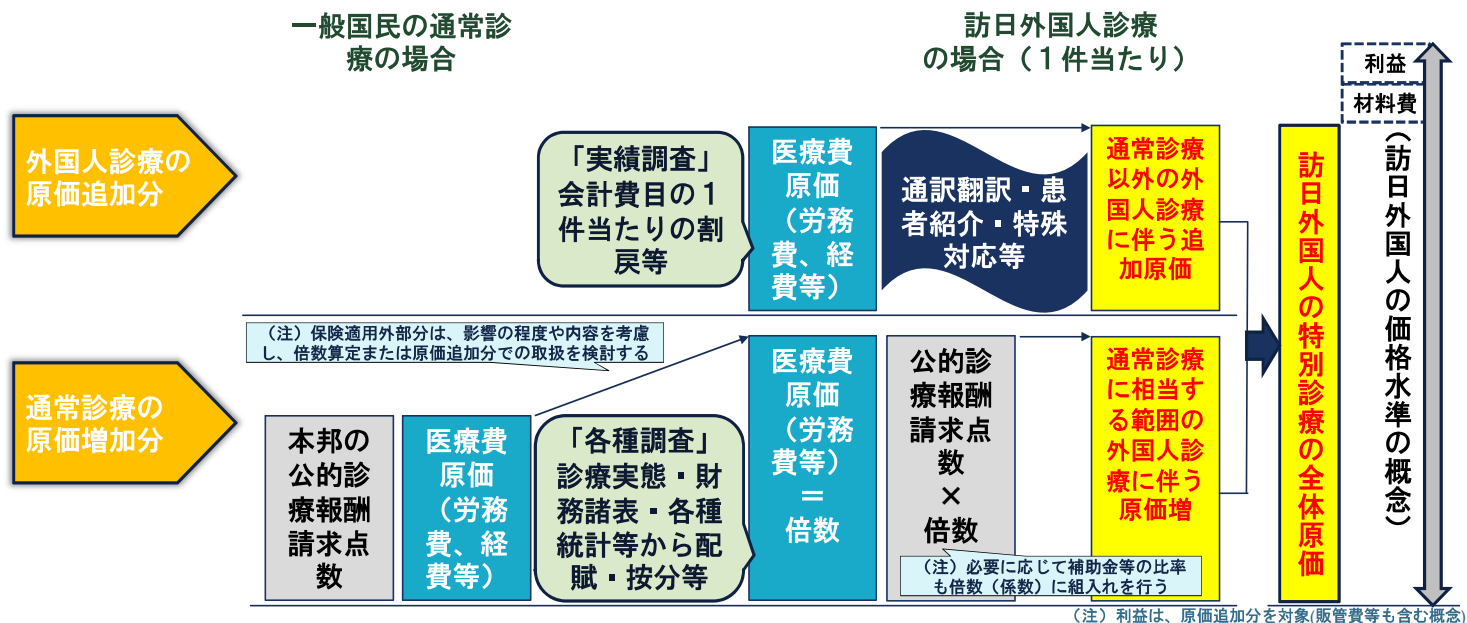


(出典) 田倉智之. 眼科手術. 2009 (改変)

FV に対する自由診療価格は、「訪日外国人のための医療費用の追加分(外国人診療の原価増加分)」と「訪日外国人による通常医療の単価の増加分(通常診療の原価増加分)」に大別された(図4)。追加費用および増加費用の定義は、以下の通りとした。追加費用とは、国民皆保険制度の被保険者でない患者に発生する追加サービス(通訳や搬送など)の費用とした。一方、増加費用とは、国民皆保険制度の被保険者でない患者のみならず、国民皆保険制度の被保険者にも同様に提供される医療サービスであるが、単価と数量(例:診療時間やスタッフ数)が増加する費用とした。

「通常診療の原価増加分」については、各医療機関の原価計算の負担軽減および請求事務などの効率化、及び施設を跨いだデータ活用(ベンチマーク的な比較基準)をも見越して、一部の診療行為(又は医療材料)については診療報酬点数(償還額)の単価を応用しつつ、診療報酬点数の倍数に換算することにした。また、「外国人診療の原価増加分」についても診療報酬点数の倍数に換算したうえで、両者を合算し全体請求額とする方式とした。最後に、診療材料費、一般管理費、および施設の2年間の平均利益を追加した。なお、さまざまな単価データ(電気事業費、水道料金、職業別の賃金単価)の一部は、国の指定統計に置き換えられた。

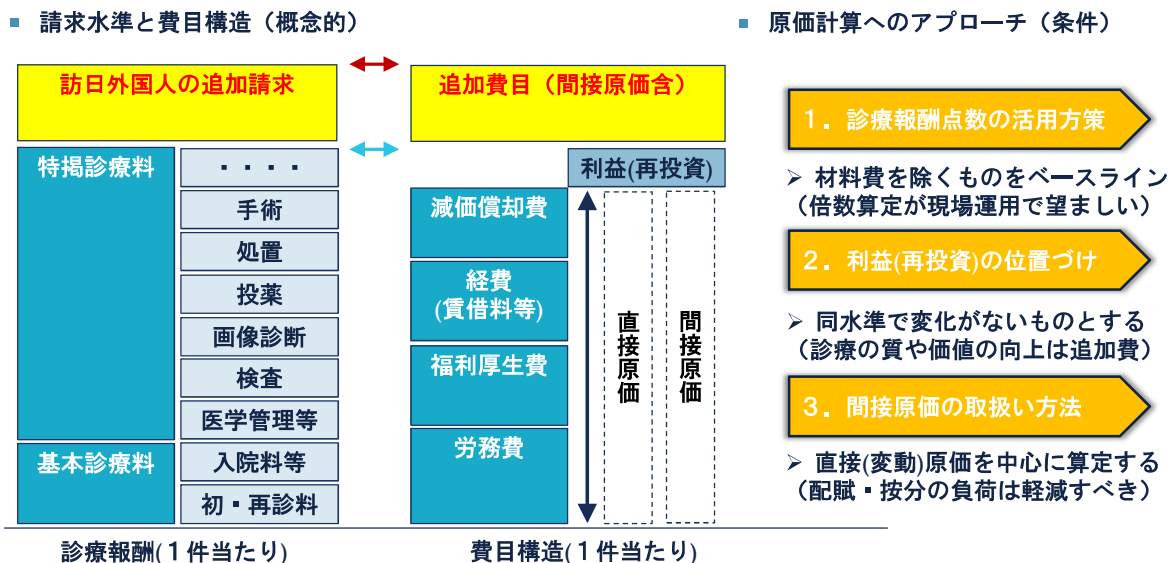
図4. 訪日外国人の診療に関わる医療費原価の整理方法(2つの観点から算定し合算)



FV の医療ニーズに適切に対応しつつ、持続可能な施設経営を実現するために、本研究は、医療機関による再投資に必要な資源として、利益をこの価格計算に含めた。ただし、利益については、価格水準の歪みや、過剰な利益追求に伴う FV の高額な経済的負担を回避するため、各医療機関における過去の平均値が採用された。つまり、FV から得られる利益は、基本的に日本人患者から得られる利益と同じ水準とした(図5)。

上記の方法は、昨年度までに算定マニュアル(ガイドダンス)として整備され、プロトタイプ of 計算ソフトウェアが開発された。本算定マニュアルは、厚生労働省のウェブサイトに掲載された[12]。また、本ソフトウェアは、研究グループ組織のホームページで公開された[13]。さらに、これらの成果物は、厚生労働省を通じて関連自治体への通知として周知された。

図 5. 訪日外国人の価格水準の概念 (費用と報酬, 医療費原価計算のコンセプト)



### B-3. 研究の構成 (拡張調査)

本調査は、予備調査(2017-2018)と拡張調査(2019)の2段階で構成し、さらに、代表的な診療価格の国際調査(内外比較)で補足された。本年度の拡張調査は、症例の頻度と調査実施の実現性を考慮して、外来症例に焦点を絞った。

FVの疾患の発生頻度に関する統計調査がなかったため、本研究は、FVの治療状況に関する疫学的情報をも収集する探索調査としても位置付けられた。また、本研究は、FVの診療データが入手可能な範囲という条件下で実施された。選択された対象病態は、研究全体で10を超える疾患(咽頭炎、蕁麻疹、膀胱炎、重度の肺炎、虫垂炎、胆管炎、大腿骨骨折、喘息、外傷、不整脈など)となり、日本の医療機関でFVが比較的多く受診する原因と考えられた。なお、FV患者の疾患に対する治療は、日本の代表的な治療と概ね同じだった。

21人の外来患者を対象とした拡張調査では、継続的な観察(登録)が選択され、初診とともに再診も分析された。主な分析の対象者は、外傷と感染症だった。その他の症例には、喘息などの呼吸器疾患や不整脈などの循環器疾患が含まれていた。FVの入国の動向と同じく、分析の対象者は主に北米、ヨーロッパ、およびアジアの国々に属していた。

本研究は、東京大学医学部附属病院の倫理委員会の承認を得て実施した(No. 2019307NI)。

調査の段階で、同じ分類の傷害および医療介入(サービス)のデータが、FVとともに日本人についても並行して収集され、公的な診療報酬の請求額が観察され、算定したFVの診療価格と比較された。この研究は、ウィルコクソン符号付順位検定を使用して、母平均の差を検証した。使用した統計解析ソフトウェアは、SPSSバージョン26.0(IBM Corp., ニューヨーク州アーモング)とした。統計学的な有意水準は5%に設定され、平均値は標準偏差で表記した。

医療費用の算定は、診断の具体性と患者の回復時間、および医療機関の稼働率によって異なる場合がある。本研究では、症例のサンプリングに制限があった。そこで、不確実性を考慮して、拡張調査の結果の堅牢性と代表性を検証するために、一次元感度分析を実行した。感度分析にあたり、症例は最初に国際疾病分類(ICD-10)に従って分類され、診療科別に対応づけされた。

次に、政府の指定統計などから、1日の診療単価(診療所、外来患者、日本の公的医療保険の単価)と、診療科ごとの患者数に関連する全国平均値を整理した[14]。その内容から治療単価と患者数の加重係数を設定し、本研究の日本人患者の医療費用と全国平均の医療費用の差の分布を計算した。最後に、感度分析として、FV患者の医療費用を25%削減したうえで、それを日本人患者の費用水準の分布と比較し、FVの医療費用が日本人のそれを超える確率を確認した。

## C. 研究結果

### C-1. 拡張調査の結果

拡張調査により算定された FV の診療価格と公定価格の差は 23 例で 1.95 倍 (JPY3,570 対 JPY6,979, USD32.83 対 USD64.18) から 4.26 倍 (JPY67,970 対 JPY285,574, USD616.82 対 USD2,626.31) の範囲となった (表 1)。このサンプルには、再診の 2 症例が含まれていた。対象集団の平均年齢は  $51.4 \pm 22.8$  歳で、男性の比率は 33.3% だった。23 例の FV 患者の算定価格と 23 例の日本人患者の実績価格を比較すると、FV 群は統計的に有意に日本人群に対して 2.31 倍であった (JPY $17,235 \pm 17,018$  対 JPY $48,451 \pm 62,362$ , USD $158.52 \pm 156.52$  対 USD $445.61 \pm 573.55$ ,  $p = 0.029 < 0.05$ )。

最小の差額は、喘息の疑いのある診断 (アイルランド人; 1.95 倍) であり、最大の差額は、挫傷の治療 (スイス人; 4.26 倍) だった。以上から、FV の診療価格の水準は、本邦の公的価格に対して約 2~5 倍高いと推測できた (外来患者の場合のみ)。感度分析の結果、FV の平均医療費は日本人のそれに対して 1.95 倍、FV の費用水準が日本人のそれを上回る率は、60.0% であった。

以上から、本研究で検討した FV の診療価格の設定方法は、ある程度有効なアプローチであると推測された。併せて、FV の診療価格レベルが日本人患者の公的価格よりも高いことは、合理的であると考えられた。

表 1. 訪日外国人の診療価格算定の結果 (拡張調査: 再診含む)

国籍	診断	診療価格 (円)		日本人の診療価格に対する倍数
		保険診療10割	訪日外国人	
アイルランド	喘息の疑い	3,570	6,979	1.95
アメリカ	尿閉	16,470	45,743	2.78
アメリカ	アテローム血栓性脳梗塞・急性期の疑い	46,150	93,844	2.03
イギリス	胸膜炎	7,250	14,551	2.01
イギリス	左膝関節痛	6,760	14,698	2.17
イスラエル	不整脈	8,120	21,302	2.62
イスラエル	頭部切創	9,140	21,355	2.34
イスラエル	坐骨神経痛	6,730	16,383	2.43
オーストラリア	膀胱炎	5,650	14,252	2.52
オーストラリア	主訴: 呼吸苦 (診断名なし)	5,180	10,212	1.97
シンガポール	腰椎圧迫骨折 (疑い)	39,970	142,398	3.56
シンガポール	顔面の腫れ	24,460	55,028	2.25
スイス	前額部挫創	67,070	285,574	4.26
スイス	前額部挫創	23,240	72,631	3.13
タイ	刺虫症/静脈炎 (疑い)	10,850	23,041	2.12
台湾	インフルエンザ疑い	12,740	34,993	2.75
台湾	左側頭部打撲	27,120	71,198	2.63
台湾	頭部打撲、下顎割創	44,100	91,471	2.07
中国	クループ症候群	11,300	23,772	2.10
中国	妊娠、不正出血	8,120	16,260	2.00
ドイツ	急性膀胱炎	4,680	17,328	3.70
ドイツ	急性膀胱炎	4,220	14,036	3.33
フランス	痛風	3,540	その他の事業実績	2.08



本研究で得られた知見の普及などを念頭に、訪日外国人の診療価格算定に関わる研修(セミナー)を実施した。本セミナーは、FV に対する適切な診療価格の設定方法の基本的な概念、取組みの方法、および利用時の各条件などの理解を深めることを目的に、医療機関の担当者や管理者を対象に行った(図 6)。本セミナーは、2021 年に 3 回実施され、計 20 名が参加した。主な構成は、(1) 事業の背景や目的などの解説、(2) 価格設定の基本理論の紹介、(3) 価格設定の算定手法の解説検証の基本的な理論、動向を解説、(4) 算定ツール(原価計算)紹介、(5) 価格水準の検証方法の紹介、であった。

## D. 考察

日本における FV に対する医療サービスは、長らく、多くの医療機関で FV を診療する機会が少なかったため、特異なケースとして、日本人と同じレベル(公定価格)で請求されてきた歴史がある。しかし、2015 年以降、FV の数が増えるにつれ、治療数は急激に増加した[2]。その結果、病院経営における FV の経済的影響(負担)も増大していると推察される。したがって、最近においては、FV 患者の適切な価格設定について議論することが必要となっている。

図 6. 訪日外国人の診療価格算定の研究成果普及の研修セミナーの概要

### 訪日外国人の適正価格の設定方法 に関わる研修セミナー

**開催日時**

○1月30日(土)13:00~17:00  
○2月13日(土)13:00~17:00  
○2月27日(土)13:00~17:00

**開催方法**

ZoomによるWEB開催方式  
(東京大学医学部附属病院から配信)

**研修対象**

医療機関の一般事務職、経営管理職等(職歴や資格、その他経験は特に問わず)

**募集人数**

1回あたり20名程度を予定

**研修構成**

○ 講義(1) 講師：隈丸 加奈子 先生(厚生労働省)  
○ 講義(2)~(5) 講師：田倉 智之 先生(東京大学)

(1) 事業の背景や目的等の解説(40分間)  
・ 訪日外国人を取り巻く病院経営の概況、政策・制度動向等について共有

(2) 価格設定の基本理論の紹介(40分間)  
・ 医療分野における価格形成や価格検証の基本的な理論、動向を解説(現行制度を背景)

(3) 価格設定の算定手法の解説検証の基本的な理論、動向を解説(40分間)  
・ 訪日外国人の価格算定の手法、請求方法の概念、留意事項について事例等を交え解説  
~休憩40分間~

(4) 算定ツール(原価計算)紹介(40分間)  
・ 訪日外国人の価格算定(検証)のツール(プロトタイプ)について機能・操作の修学

(5) 価格水準の検証方法の紹介(40分間)  
・ 価格水準の検証方法として外国価格参照の方法等を紹介(水準の適正化の方法の一環)

**提供教材**

講義スライド、マニュアル、算定ツール

**受講費用**

受講は基本無料、通信回線の費用は受講者負担

○問合せ先○  
東京大学医学部研究科 医療経済政策学講座内 研究事務局 担当：江守(エモリ)  
電話：070-1270-0245 FAX：03-5800-8948 Mail：[value-s@umin.ac.jp](mailto:value-s@umin.ac.jp)

本セミナーは、厚生労働行政推進調査事業『外国人患者の受入環境整備に関する研究(訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究)』の一環として実施致します。

(※) URL:<http://plaza.umin.ac.jp/hehp/inbound-tools.html>



本研究では、FV の医療費用の水準を、通常診療以外のサービス提供の費用を追加する「外国人診療の原価増加分」と FV に対する通常診療の提供単価が上昇する「通常診療の原価増加分」の合計であると設定した。この総費用に基づいて、日本人の公的医療保険の診療報酬点数の倍数計算する方法は、FV の診療価格として適切であると考えられる。FV の医療需要に適切に対応しながら、医療機関の持続可能な経営を実現するために、本算定方式には利益が含まれた。つまり、利益を医療機関の再投資に必要なリソースとして位置づけ、各施設の過去の平均値を計算に組み込むことは適切と考えた[14]。

本研究の結果の解釈は、昨年の COVID-19 感染蔓延を考慮していないため、平時の状況でのみ有効である。したがって、現在の不規則な状況下での病院経営に本研究の結果を適用するには注意が必要である。この研究の結果は、関わる感染蔓延が終息したときに意義があり、有効活用されることが期待される。

一方で、本研究の価格設定の算定方式に関しては、診療価格の水準と特異的なケース(病態や行為)の関係を整理することも重要と思慮された。予備調査の 7 病態に対する算定結果のとおり、医療費原価は病態によって大きく異なるうえ、年齢や重症度などの患者背景から、同一疾病の診療でも変動が想定された(なお、これは訪日外国人に限った特性ではなく、日本人の診療でも同じと考えられる) [10]。なお、本研究のデータは、入手が可能な条件下で収集されたため、調査結果の代表性には限界がある。通常、一定数以上の FV 患者数の増減は、医療サービスの生産性に影響を及ぼすため、医療費用も変化すると考えられる。本研究では、データの制限などにより、FV 患者数の増減の結果に対する影響を検証することはできなかったが、この課題については長期的な検討が必要と推察される。

よって、この医療費原価の変動をさらに考慮すれば、FV の診療価格を個別価格とすべきかどうかの検討も不可欠であった(通常、価格はあるサービスの標準的内容をもとに代表的水準を設定する)。この個別算定の長所としては、医療資源の消費実態にそった請求が可能な点が挙げられた。一方で、その短所としては、症例ごとに詳細な算定が必要で説明の手間も増えるうえ、事前に予定価格を患者に明示できず、

契約交渉の妨げや未収金の発生原因になることが挙げられた。前述のとおり、医療費原価は、日本人においても一般に年齢や重症度、その他の背景などで広く分散する傾向にあるため、公的医療保険の診療報酬(点数換算;1点=10円)は、ある意味、本邦全体の「標準価格」と見なすことが出来た。そこで本研究は、多くの診療を網羅的にカバーしている公的医療保険の請求の仕組み(日本全体の統一価格)を有効活用し、訪日外国人の価格設定のアプローチの精度と効率の向上を図った。

一方で、診療価格の設定においては、全ての訪日外国人の診療需要に対する医療資源の稼働実態を考慮しつつ、病院全体の収支のバランスを担保することが不可欠であり、取り巻く内外環境をも踏まえながら病院個別の経営判断が望まれた。通常、病院収支は、各症例の利益幅(原価と価格の差)と実績数の影響を受けると推察された。そのため、訪日外国人の診療実績が多い場合、公的医療保険の点数を応用換算(1点を数十円換算)して、施設の「標準価格」を設定することは、医療経営における整合性を担保しつつ、事務手続の効率性が向上のみならず、事前に価格提示(未収金などの事後のトラブル低減)も可能になることが期待された。

なお、FV の診療価格を検討する時の留意事項として、個々の訪日外国人は医療サービスに対する支払能力や優先順位が様々である点が挙げられた。すなわち、海外の診療価格の水準を参照する場合、各国の実体経済(経済水準)のみならず、医療制度(患者アクセス、財源種別の構成、自己負担の程度など)や歴史・文化などについて、多面的な配慮が不可欠と推察された[15,16]。

さらに、FV の診療に関わる公的な資本の回収は、病院レベルのみならず国民レベルで経済的なバランスを考える視点も必要と考えられた。これに関して、診療報酬の公費部分(一般財源で充当)は、倍数算定により訪日外国人にも適切な負担が可能になると推察された。具体的には、公費負担に相当する部分も患者となった外国人観光客の自己負担(日本人の数倍程度)が生じる方式とした。また、公的なインフラについては、税のみならず地域医療への間接的な貢献も考慮すべきと思われた。補助金・助成金などを含む訪日外国人の診療価格設定における国民全体への還元概念としては、広い視野から、①自由診

療に掛かる消費税・事業税による国庫への還元、②医療機関経営の基盤強化による地域医療(住民)への貢献、③雇用の安定化などに伴う保険料・税の増収、による貢献などが挙げられた。

## E. 結論

本研究により、FV の診療価格の設定に関わる各論点や方向性が整理された。また、試行的な医療費原価の計算や海外価格の調査から、FV に対する理想的な診療価格の水準は、日本人の診療価格よりも一定幅で高く設定することが妥当であると示唆された。さらに、FV の全体需要を踏まえつつ、病院経営全体の収支均衡をコントロールするには、医療機関ごとの標準価格の設定や医療資源の消費見込の算定(シミュレーション)も重要であり、それらに基づいた患者・家族や保険者などへの事前説明や事後対応が不可欠と考えられた。

## F. 健康危険情報

特に無し。

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

- 1) 田倉智之. 看護技術の価値とその報酬のあり方.看護管理学習テキスト第三版-経営資源管理論. 東京. 日本看護協会出版 ; pp.244-255. 2020
- 2) Takura T. Preliminary examination of an appropriate price calculation method and medical treatment costs for foreign visitors in Japan. *Int J Environ Res Public Health*. 2021. Inpress.

### 2. 学会発表

無し。

## H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含)

### 1. 特許情報

無し。

### 2. 実用新案登録

無し。

### 3. その他

無し。

「参考文献」

- 1) Japan Tourism Organization. Monthly/Yearly Statistical Data (Foreign Visitors/Japanese Departures). 2018.
- 2) Ministry of Health, Labour and Welfare Health Insurance in Japan. Survey on the acceptance of foreign patients at medical institutions. 2018. Available online: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00014.html). (Accessed 30, April, 2021).
- 3) Ministry of Health, Labour and Welfare Health Insurance in Japan. Available online: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/hoken/iryuu/hoken01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/iryuu/hoken01/index.html). (Accessed 28, February, 2021).
- 4) Ministry of Health, Labour and Welfare. Fact-finding survey of foreign tourists and resident foreigners at medical institutions. 2019.
- 5) Smith, S.L.; Gallagher, P.E. Medicare RBRVS 1997: The Physicians Guide. Chicago, IL: American Medical Association, 1997.
- 6) Hsiao W.C.; Braun P; Dunn D.L.; Becker E.R.; Yntema, D; Verrilli, D.K.; Stamenovic, E; Chen, S,P. An overview of the development and refinement of the Resource-Based Relative Value Scale: The foundation for reform of U.S. physician payment. *Med Care* 1992, 30(11 Suppl), NS1-12.
- 7) Miller, F.A.; Lehoux, P; Peacock, S; Rac, V.E.; Neukomm, J; Barg, C; Bytautas, J.P.; Krahn, M. How procurement judges the value of medical technologies: a review of healthcare tenders. *Int J Technol Assess Health Care* 2019, 35(1), 50-55.
- 8) Takura T. An evaluation of clinical economics and cases of cost-effectiveness. *Intern Med* 2018, 57(9), 1191-1200.
- 9) Morrissey, M.A. Hospital pricing: cost shifting and competition. *EBRI Issue Brief* 1993, 137, 1-17.
- 10) Takura, T; Oshika, T; Miyake, K; Kozawa, T; Yamashita, H. Socioeconomic evaluation of cataract and intraocular lens surgery. *Jpn J Ophthalmic Surg* 2009, 22(1), 67-76.
- 11) Takura, T. Socioeconomic Evaluation of Cataract and Intraocular Lens Surgery. *Jpn J Ophthalmic Surg* 2009, 21(5), 67-76.
- 12) Takura, T; Nagahata, A; Manual for calculating medical fees for foreigners visiting Japan. Available online: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_08838.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_08838.html). (Accessed 28, February, 2021).



- 13) Study group: Research on appropriate medical treatment prices for foreigners visiting Japan; Calculation tool for medical treatment prices for foreigners visiting Japan. Available online: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_08838.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_08838.html). (Accessed 28, February, 2021).
- 14) Reinstein A., Carmichael B.J.; Spaulding A.D. Jr. Implications of new accounting rules for income taxes. *Healthc Financ Manag* 1994, 48(2), 46,48-9.
- 15) Leech, A.A.; Kim, D.D.; Cohen, J.T.; Neumann, P.J. Use and misuse of cost-effectiveness analysis thresholds in low- and middle-income countries: trends in cost-per-DALY studies. *Value Health* 2018, 21(7), 759-761.
- 16) Kojima, R; Ishikawa M. Consumer willingness-to-pay for packaging and contents in Asian countries. *Waste Manag* 2017, 68, 724-731.

## 研究成果の刊行に関する一覧表

## 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
北川雄光	外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル		厚労省HP掲載			2020	全110ページ
北川雄光	地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル		厚労省HP掲載			2020	全77ページ
田倉智之	看護技術の価値とその報酬のあり方	金井雅子	看護管理学習テキスト第三版-経営資源管理論	日本看護協会出版	東京	2020	pp.244-255

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Miller R, Tomita Y, Ong KIC, Shibamura A, Jimba M.	Mental well-being of international migrants to Japan: a systematic review.	BMJ Open.	9(11)	e029988	2019
Miller R, Ong KIC, Choi S, Shibamura A, Jimba M	Seeking connection: a mixed methods study of mental well-being and community volunteerism among international migrants in Japan.	BMC Public Health	20	1	2020
Takura T.	Preliminary examination of an appropriate price calculation method and medical treatment costs for foreign visitors in Japan.	Int J Environ Res Public Health	Inpress		2021

厚生労働大臣 殿

機関名 慶應義塾大学  
 所属研究機関長 職名 学長  
 氏名 長谷山 彰

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
- 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究
- 研究者名 （所属部局・職名）医学部・教授  
（氏名・フリガナ）北川 雄光・キタガワ ユウコウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 慶應義塾大学  
 所属研究機関長 職名 学長  
 氏名 長谷山 彰

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究
3. 研究者名 （所属部局・職名）医学部・専任講師  
 （氏名・フリガナ） 八木 洋・ヤギ ヒロシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

- （※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。  
 （※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 公益財団法人がん研究会有明病院

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 馬田 一

次の職員の令和 2 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究

3. 研究者名（所属部局・職名） 有明病院・病院長

（氏名・フリガナ） 佐野 武・サノ タケシ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： )

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。



厚生労働大臣 殿

機関名 公益財団法人がん研究会有明病院

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 馬田 一

次の職員の令和 2 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究
3. 研究者名（所属部局・職名） 有明病院 消化器センター胃外科・医長  
（氏名・フリガナ） 熊谷 厚志・クマガイ コウシ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容： )

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年3月31日

厚生労働大臣 殿

機関名 国際医療福祉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 大友 邦

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 外国人患者の受入れ環境整備に関する研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 大学院 医療経営管理分野/医療通訳・国際医療マネジメント分野・准教授  
(氏名・フリガナ) 岡村 世里奈 (オカムラ セリナ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

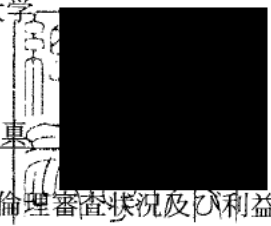
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年3月1日

厚生労働大臣 殿

機関名 東京大学  
所属研究機関長 職名 総長  
氏名 五神 真



次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
- 2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究（H30-政策-指定-002）
- 3. 研究者名 （所属部局・職名） 医学部附属病院・特任教授  
（氏名・フリガナ） 田倉 智之・ タクラ トモユキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

（留意事項） ・該当する口にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。



令和 3年 3月 18日

厚生労働大臣 殿

機関名 甲南大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 中井 伊都子

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究（H30-政策-指定-002）

3. 研究者名（所属部局・職名） 経済学部・教授

（氏名・フリガナ） 足立 泰美・アダチ ヨシミ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 東京女子医科大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 丸 義朗

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利  
については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 外国人患者の受入環境整備に関する研究（H30-政策-指定-002）
3. 研究者名 （所属部局・職名） 医学部 ・ 講師  
（氏名・フリガナ） 中島 範宏 ・ ナカジマ ノリヒロ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし  
一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他（特記事項）

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由 : )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関 : )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由 : )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容 : )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。